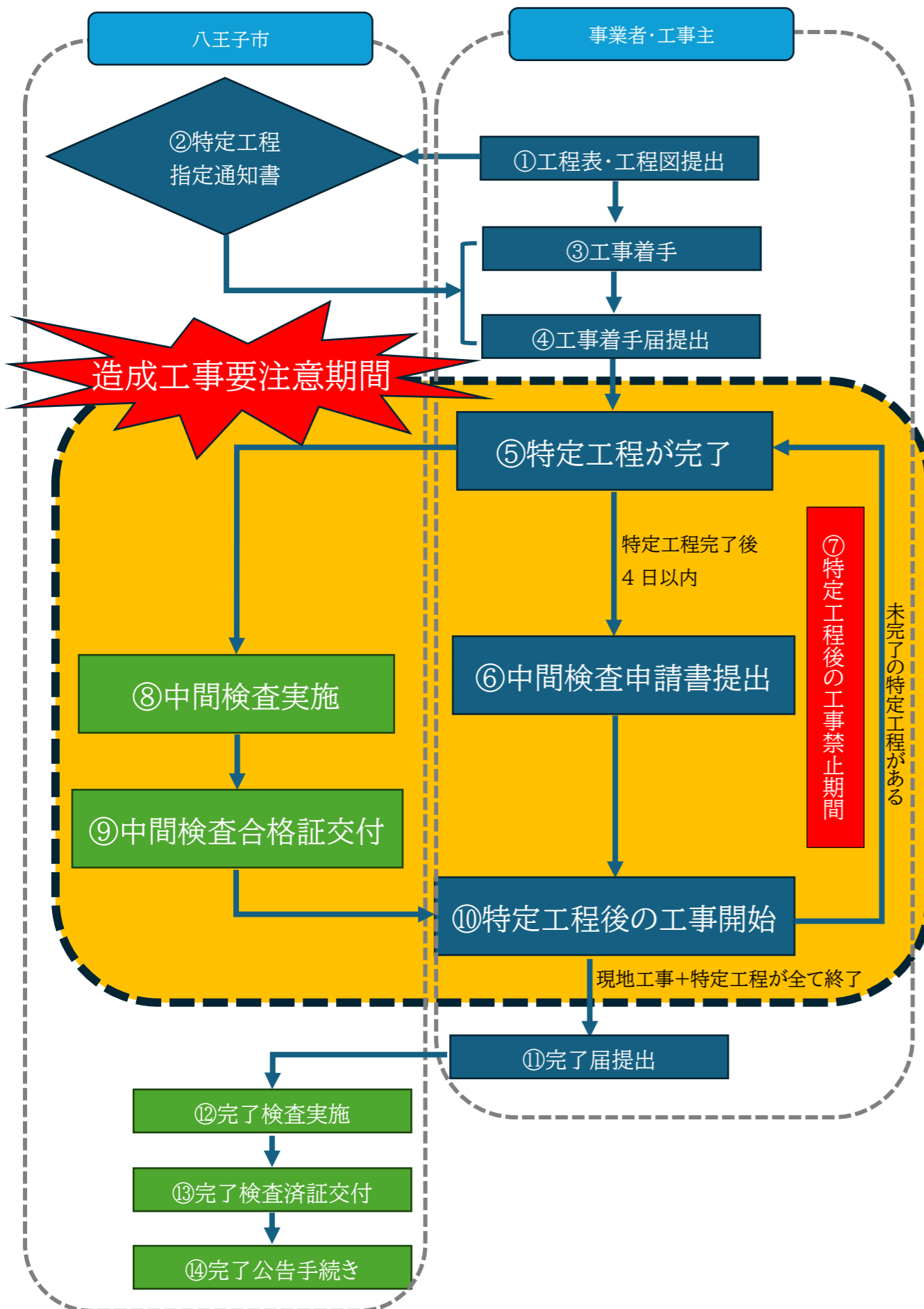


許可後のフロー(特定工程を含む場合)



特に注意すべき事項

1. 特定工程とは何か

→以下の表に掲げる工程(擁壁に関しては見え高 1mを超えるものに限る)

・盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工程
・原地盤の勾配が 15 度以上の法面に盛土を行う前に段切りをする工程
・擁壁設置のための根切り(床付け出し)を行う工程
・擁壁の基礎地盤を改良する工程
・擁壁の基礎杭の打込みを行う工程
・鉄筋コンクリート造擁壁において、鉄筋の組立てを行う工程
・練積み造擁壁において、根入れ部分を築造する工程
・盛土の内部に排水施設を設置する工程
・盛土の内部に透水層を設ける工程

2. 工事着手前に造成工事に関する工程表を提出する必要がある

3. 特定工程完了後、中間検査の申請書を提出しなければならない

4. 特定工程完了後～中間検査合格証交付までの期間は特定工程後の工事は行えない

→NG 例1: 床付け検査の場合 ▣ 砕石敷き均しやステコン打設など
NG 例2: 配筋検査の場合 ▣ 擁壁の打設など

5. 擁壁が複数タイプある場合、擁壁タイプごとに地耐力の確認を行う必要がある

(床付け中間検査の検査項目)

上記のほか、詳細な解説は別紙をご確認ください。